

項目	内容
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画地周辺の道路については、別紙 5「道路付替等図面【参考】」のとおり別途市が付替を行う予定である。 ・工期については、次のとおり検討している。 県道迂回路設置工事：令和3年2月～令和3年5月 県道付替工事：令和3年4月～令和4年4月 市道付替工事：令和4年6月～令和4年12月 なお、県道迂回路設置工事および県道付替工事については、道路工事施行承認済みである。 ・県道付替工事において区域 B および区域 C の切下げを行う予定である。切下げは計画地盤高（区域 B は FH=96.5、区域 C は FH=95.0 を想定）が現況地盤高より低い箇所を対象に行うことを検討しているが、詳細については道路構造物に影響の無い範囲で事業者と調整の上、決定する予定である。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・県道下笠大路井線（西側）に本管 300mm ならびに引込管 25mm および 13mm が敷設されている。 ・市道西大路 4 号線に本管 150mm が敷設されている。 ・事業者は本施設への引込みに必要な工事を行うこと。 ・本施設への大量給水については、事前に管理者と調整を行うこと。 ・水道利用加入金は事業者負担とする。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・県道下笠大路井線（西側）に本管 150mm ならびに取付管 125mm が敷設されている。 ・市道西大路 4 号線に本管 200mm が敷設されている。 ・事業者は本施設からの排水に必要な工事を行うこと。 ・本施設からの大量排水については、事前に管理者と調整を行うこと。 ・下水道事業受益者負担金は事業者負担とする。
農業用水	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画地内に本管 900mm～1,350mm、分水樹が敷設されている。 ・プール整備計画地内の本管については、移設が必要となるため、別紙 5「道路付替等図面【参考】」のとおり別途市が県道付替工事と併せて新設管の敷設、既設管から新設管への切替（既設分水樹壁の既設管口の処理（閉塞等））を行う予定である。事業者は、既設管から新設管への切替完了後、市と調整の上、残置されている既設管を撤去すること。 ・分水樹への利用者の立入りを防止する対策を講ずること。なお、駐車場整備計画地内の分水樹管理用の既設フェンスは更

削除: 申請

第2 施設計画に関する要求水準

室名・項目	要求水準
6) 設備室	(ア) メンテナンスや将来的な更新等を踏まえて、十分なスペースを確保すること。
7) 倉庫	(ア) 備品を十分に収納できるスペースを確保すること。 (イ) 利用しやすい位置に分散配置すること。
8) 風除室	(ア) 出入口はスライド式自動ドアとすること。
9) ロビー	(ア) 大会時等の集中利用時においても安全性を維持できる広さとする こと。 (イ) 本施設を案内する案内板、およびイベントの状況等を掲示する 掲示板を見やすい場所に設置すること。 (ウ) 明るく開放的な空間とし、休憩スペースとしても機能するよ う、ベンチ、水飲み設備等を設置すること。 (エ) 公衆電話を1台以上設置すること。 (オ) 血圧計や体組成計等の健康測定器具を備えた健康づくりスペ ースを設置し、『草津市「くさつ健幸ステーション」推進事業実 施ガイドライン』に基づく登録を行うこと。 (カ) PR等を行う展示スペース(ショーケース)を設置すること。
10) トイレ	(ア) 大会時等の集中利用時においても適切に機能する規模、数を各 階に設置すること。特に女性用トイレの混雑に配慮した計画と すること。 (イ) ベビーチェアや幼児用トイレを設置する等、乳幼児の利用に配 慮すること。 (ウ) 車いす使用者にも配慮した個室の設置について検討すること。
11) 多目的 トイレ	(ア) 各階に2か所以上、トイレと隣接した場所に設置すること。 (イ) 1か所以上はオストメイト対応とすること。 (ウ) 各階に1か所以上はおむつ交換や衣類の着脱時等に使用する折 りたたみ式簡易ベッドを設置すること。
12) 授乳室	(ア) 『草津市「赤ちゃんの駅」推進事業実施ガイドライン』に基づ く登録を行うこと。 (イ) 利用者のプライバシーに配慮した計画とすること。 (ウ) おむつ交換台を設置すること。 (エ) 流し台を1台設置すること。 (オ) キッズスペースに近接すること。
13) エレベーター	(ア) 1基以上設置すること。ただし、設置数や箇所等については、 大会時等の集中利用時における利用者等の移動または施設の利 用に係る身体への負担の軽減を図り、移動上および施設の利用 上における利便性・安全性に十分配慮した計画とすること。 (イ) 車いす使用者等が観客席等への移動時に使用することを考慮し

第2 施設計画に関する要求水準

室名・項目	要求水準
	<p>た配置および仕様とし、少なくとも1基は、定員数15人以上の寝台用エレベーターと同等以上のかご寸法とすること。</p> <p>(ウ)中央監視室に運転監視盤・エレベーター用インターホンを設置すること。</p>
14) 廊下・階段等	<p>(ア)利用者が利用する階段の手すりは2段式とすること。</p> <p>(イ)十分な幅員を持たせる等、大会時等の集中利用時においても安全に利用できる計画とすること。</p>

削除：(寝台用)

オ 外構等

項目	要求水準
1) 駐車場・駐輪場	<p>(ア)利用者用の駐車場は有料とし、200台程度を確保すること。</p> <p>(イ)駐車場整備計画地内の駐車場の出入口には、管理用車両(4tトラック等)が出入りできるゲートバーを設置すること。</p> <p>(ウ)車いす優先区画と思いやり区画をプール棟等にアクセスしやすい位置に設けること。</p> <p>(エ)大型バスの駐車スペースを適宜確保すること。</p> <p>(オ)タクシーや臨時バスの乗降場や乗客の待機場所を適宜設けること。</p> <p>(カ)関係者用の駐車スペースを適宜確保すること。</p> <p>(キ)テレビ中継車および電源車の駐車スペースを各1台以上、プール棟にアクセスしやすい位置に設けること。</p> <p>(ク)原動機付自転車および自動二輪車の駐輪場を適宜確保すること。</p> <p>(ケ)自転車の駐輪場は、大会時等の集中利用時を想定し、適宜確保すること。なお、屋根の設置等、雨避けについて配慮すること。</p> <p>(コ)駐輪場の出入口と駐車場の車両出入口は分離して設けること。</p> <p>(ク)自動車の誤操作等による利用者等への加害を軽減できるよう、配置や障壁等の設置に努めること。</p> <p>(シ)駐車場整備計画地について、災害時等の一次集合場所として使用が想定されていることから、避難動線に配慮した位置に歩行者用の出入口を設けること。</p> <p>(ス)住宅地と隣接する箇所については、騒音・振動、排気ガス等が周辺住民等へ影響を与えないよう適切な配置計画とすること。</p>
2) 外灯	<p>(ア)主要な動線の範囲および駐車場・駐輪場に設置すること。</p> <p>(イ)景観や周辺住民に配慮したデザインや配置とすること。</p> <p>(ウ)周辺住民への光害に配慮した配置や照明器具を選定すること。</p>